

長崎県中学校総合体育大会における写真(ビデオ)撮影規程

- 1 長崎県中学校総合体育大会における写真(ビデオ)撮影は、長崎県中学校体育連盟に申請し、登録された業者に限る。
- 2 長崎県中学校総合体育大会の写真(ビデオ)撮影を希望する業者は、下記の手続きを行わなければ撮影をすることはできない。
 - 夏季大会は6月1日～7月1日までに、駅伝大会は10月1日～11月1日までに長崎県中学校体育連盟に撮影申請書を提出し、撮影許可書を受け取ること。
- 3 長崎県中学校体育連盟から撮影を許可された業者は、大会当日、大会本部にて撮影前に受付を行うこと。
- 4 長崎県中学校体育連盟から撮影を許可された業者は、身分を証明するIDカードやビブス、腕章等を着用すること。事前に準備できない場合は、大会当日、長崎県中学校体育連盟が用意したビブスを着用し撮影すること。
- 5 長崎県中学校体育連盟から撮影を許可された業者は、撮影場所・条件等について長崎県中学校体育連盟・各競技専門部の指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は撮影の許可を取り消すことがある。
- 6 個人情報・肖像権の取扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取扱いをすること。インターネット販売については、認めないものとする。
- 7 写真(ビデオ)撮影許可を受けようとする業者は、下記の概要が各業者の「個人情報保護方針」に記述されていること。なお、記述内容を「会社案内」に添えて長崎県中学校体育連盟に提出すること。
 - (1) 利用目的の特定
 - (2) 安全管理に関する措置
 - (3) 従業員・委託先の管理・監督
 - (4) 第三者提供の制限
 - (5) 本人からの開示等の要求への対応
 - (6) 苦情処理
- 8 長崎県中学校競技別新人大会やその他長崎県中学校体育連盟が主催(共催)する大会についても、この規程に準ずる。撮影申請書については、撮影を希望する大会1週間前までに申請を行うこと。
- 9 その他、疑問が生じた場合は長崎県中学校体育連盟と十分に話し合うこと。

写真（ビデオ）撮影運用細則

長崎県中学校総合体育大会の選手撮影を行う業者は、長崎県中学校体育連盟の個人情報保護方針に従うとともに、下記に掲げる事項を確認し、了解のもとに撮影販売すること。

なお、長崎県中学校競技別新人大会やその他長崎県中学校体育連盟が主催（共催）する大会についても、この運用細則に準ずる。

- 1 業者とは、長崎県中学校総合体育大会参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売をする者をいう。
- 2 業者は、長崎県中学校体育連盟の許可を受けなければ撮影をすることはできない。
- 3 運用細則に違反した業者は、即時に撮影許可を取り消す。また、次年度の撮影許可は与えない。
- 4 一つの競技に多数の写真業者が撮影許可を申し込み、大会運営に支障をきたしかねない場合は、最終的に長崎県中学校体育連盟と協議し、撮影人数を制限する。
- 5 「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規定」の整備されていない業者は、撮影許可を与えない。
- 6 インターネット販売については許可しない。許可なしにインターネット販売を行った業者は次年度より長崎県中学校総合体育大会の撮影は許可しない。また、写真（ビデオ）撮影についても公序良俗に反した行為をした業者も、次年度から撮影は許可されない。